

# 申告書の書き方

必ず、氏名・生年月日・世帯主の氏名・電話番号・マイナンバー（個人番号）を記入してください。

## ○ 所得金額

営業等	販売業・飲食業・外交員などから生じる所得	申告書裏面の 収支内訳欄に 明細を記入
農業	農産物の販売・家畜の飼育などから生じる所得	
不動産	貸地・貸家などの所得	申告書裏面の 収支内訳欄に 明細を記入
配当	株式などから生じる配当金や余剰金の分配などの所得	
給与	給料・賃金・賞与などによる所得	所得額は裏面の 計算表で算出
公的年金等	国民年金・厚生年金などの所得	
雑業務	原稿料、講演料などの副収入による所得・シルバー人材センターからの配分金などの所得	所得額は裏面の 計算表で算出
その他	生命保険契約に基づく年金など他の所得に当てはまらない所得	
一時	生命保険の満期返戻金など一時的な所得	

※上場株式譲渡・配当所得について、令和6年度から所得税と住民税とで異なる課税方式を選択できなくなりました。所得税で申告不要を選択した場合は、住民税でも申告不要となり、所得税で総合課税（分離課税）で確定申告を行った場合は、住民税においても総合課税（分離課税）で申告したことになります。

## ○ 雑損控除

あなたや、あなたと生計を一にする方が、災害や盗難などで損害を受けた場合、次のうち多い方の金額（災害などを証する書類や領収書が必要）

- ①（損失額－保険金等による補てん額）－総所得金額等の合計額×10%
- ② 災害関連支出の金額－5万円

## ○ 社会保険料控除

あなたや、あなたと生計を一にする親族の社会保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金や農業者年金などの保険料で、令和6年中にあなたが支払ったり給与から差し引かれた金額。（国民年金は証明書の添付が必要）

## ○ 小規模企業共済等掛金控除（証明書の添付が必要）

あなたが令和6年中に支払った掛金の金額。

## ○ 生命保険料控除（証明書の添付が必要）

あなたが令和6年中に生命保険料や個人年金保険料を支払った場合の控除。一般分と個人年金分は新契約（H24.1.1以後締結の保険契約）と旧契約（H23.12.31以前締結の保険契約）に分けて記入してください。

控除額は、新契約・旧契約分を合算し記入してください。（計算方法は裏面参照）

## ○ 配偶者控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、扶養する配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合。【あなたの合計所得金額が900万円以下の控除額】

	老人控除対象配偶者	それ以外の控除対象配偶者
控除額	380,000円	330,000円

※老人控除対象配偶者とは…昭和30年1月1日以前に生まれた方（70歳以上）

※配偶者のマイナンバー（個人番号）を記入してください。

※あなたの合計所得金額が1,000万円超の場合は、同一生計配偶者にチェックを入れてください。

# 令和7年度分 市民税・県民税申告書（兼国民健康保険税申告書）

667-0000	職業又は業種	養父市長宛
	住所・名称	養父市長宛
	電話番号	079-662-0000
令和 年 月 日提出	世帯主名及び続柄	養父 一郎 父
フリガナ	氏名	養父 太郎
生年月日	S 5 3 . 3 . 3	
個人番号 (マイナンバー)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	

[A] 所得金額		支払者などの氏名・名称	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額	所得額(①-②-③)
営業等						①
農業						②
不動産			432,000	234,000		③ 198,000
配当	上場株式 その他					④
給与	(株)兵庫	5,000,000				⑤
雑業務	公的年金等 その他					⑥
給与						⑦ 3,560,000
雑業務						⑧
その他						⑨
総合課税の譲渡						⑩
一時						⑪
合計						①から⑪までの合計額 ⑫ 3,758,000

[B] 所得から差し引かれる金額		損害を受けた資産と原因	損害年月日	損害金額	補填される金額	差引損失額
雑損控除						⑬
医療費控除						⑭
社会保険料控除						⑮
小規模企業共済等掛金控除						⑯
生命保険料控除						⑰
介護医療分						⑱
地震保険料控除						⑲
配偶者控除						⑳
配偶者特別控除						㉑
扶養控除						㉒
本人控除						㉓
合計						㉔から㉖までの合計額+基礎控除(▲43)万円 ㉗ 2,555,000

申告期限は三月十七日(月)です。確定申告される方及び給与と所得のみで年末調整の方以外の方は所得の有無に関わらず必ず提出してください。

## ○ 扶養控除

あなたと生計を一にする親族で合計所得金額が48万円以下の場合。

	一般	特定扶養	老人扶養	同居老親等
控除額	330,000円	450,000円	380,000円	450,000円

※特定扶養とは…平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた方（19歳以上23歳未満）  
 ※老人扶養とは…昭和30年1月1日以前に生まれた方（70歳以上）  
 ※同居老親等とは…老人扶養親族のうち、あなたか配偶者の直系尊属で、あなたか配偶者と同居している方  
 ※扶養親族のマイナンバー（個人番号）を記入してください。

## ○ 障害者控除

あなたの同一生計配偶者・扶養親族が障害者認定を受けている場合の控除。  
 特別障害者（控除額30万円：同居53万円）…身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者手帳1級  
 その他障害者（控除額26万円）…身体障害者手帳3級以下、療育手帳B判定、精神障害者手帳2級以下

## ○ 医療費控除（支払った医療費の明細の添付が必要）

あなたや、あなたと生計を一にする方の令和6年中に支払った医療費を申告書に記載した方法により計算した金額。詳しくは別紙をご覧ください。

## ○ 地震保険料控除（証明書の添付が必要）

あなたが令和6年中に地震保険料・長期損害保険料を支払った場合の控除。計算方法により算出した金額を契約種類ごとに合計し記入してください。

控除証明書に両契約の記載がある場合はいずれか一方の額が対象となります。

「長期保険料」とは…平成18年12月31日までに締結し保険期間が10年以上で、満期返戻金があるもののこと。

〔計算方法〕

	支払った保険料の金額	控除額
地震保険料	支払った保険料	支払った保険料額×1/2 (最高25,000円)
長期分	～5,000円 5,001円～15,000円 15,001円超	支払った保険料の金額 支払った保険料×1/2+2,500円 一律に10,000円

## ○ 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下（900万円超950万円以下、950万円超1,000万円以下の場合控除額が変わります）で、扶養する配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合。

【あなたの合計所得金額が900万円以下の控除額】

配偶者の所得	控除額	配偶者の所得	控除額
48万円以下	0円	115万円超120万円以下	16万円
48万円超100万円以下	33万円	120万円超125万円以下	11万円
100万円超105万円以下	31万円	125万円超130万円以下	6万円
105万円超110万円以下	26万円	130万円超133万円以下	3万円
110万円超115万円以下	21万円	133万円超	0円

## ○ 本人控除

寡婦控除	①夫と離婚した後再婚していない人で、扶養親族を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の場合。 ②夫と死別した後再婚していない人、又は夫が生死不明の人で、合計所得金額が500万円以下の場合。	26万円
ひとり親控除	婚姻をしていない人、又は配偶者の生死の明らかでない人のうち、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の場合。	30万円
障害者控除	あなたが、障害者認定を受けている場合の控除。控除額は左記と同じ。	
勤労学生	あなたが学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ勤労によらない所得の合計が10万円以下の場合。（学生証や在学証明書等の添付が必要）	26万円

## ○ 所得金額調整控除に関する事項（申告書裏面）

給与等の収入額が850万円を超える方で、特別障害者に該当する場合又は23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合。